

実特法に基づく届出書の提出について

平成29年1月1日より施行される「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等に関する法律」(実特法)により、新たに口座開設を行うお客様は、居住地国(※)名等を記載した届出書の提出が必要となります。

※居住地国とは所得税・法人税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

届出書の提出

| |
|--|
| 平成29年1月1日以降、新たに口座開設等を行う場合 |
| 新規に口座開設等を行う場合、当金庫へ氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば日本)等を記載した届出書の提出が必要となります。 |
| 平成28年12月31日以前に口座開設している場合 |
| 既に口座開設等をしている場合でも、確認のために氏名・住所(名称・所在地)、居住地国(例えば日本)等を記載した届出書の提出をお願いする場合があります。 |
| 居住地国が外国の場合は、当該居住地国における納税者番号の記載が必要となります。 |

※これらの届出書を提出された後に居住地国が異動となった場合には、再度届出書の提出が必要となります。

[お問い合わせ先]

大分信用金庫 業務部

TEL: 0120-120-827